



山形県公報

平成17年5月31日(火)
第1646号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則.....(財 政 課)...603
- 山形県建築基準条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....(建築住宅課)... 同

### 告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(庄内総合支庁福祉課)...604
- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.....(保健薬務課)... 同
- 結核予防法による指定医療機関の指定.....( 同 )... 同
- 土地改良区の管理規程の変更の認可.....(村山総合支庁農村計画課)...605
- 開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...606
- 県道の供用の開始.....(置賜総合支庁建設総務課)... 同
- 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)... 同
- 同.....( 同 )... 同
- 県道の供用の開始.....( 同 )...607

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(建設企画課)... 同
- 平成18年度山形県立高等学校の入学者の募集.....(教育委員会)... 同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(公安委員会)...608
- 特定調達契約に係る落札者の公告.....(病院事業局)...609

## 規 則

山形県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成17年5月31日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第42号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県手数料条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第14号)中第2条第1項第363号及び第379号から第383号までの改正規定の施行期日は、平成17年6月1日とする。

山形県建築基準条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成17年5月31日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第43号

山形県建築基準条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山形県建築基準条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第54号)の施行期日は、平成17年6月1日とする。

## 告 示

## 山形県告示第490号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年5月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者<br>の名称及び所在地           | 事業所の名称及び所在地        |                  | 変更年月日      |
|-----------------------------------|--------------------|------------------|------------|
|                                   | 変更前                | 変更後              |            |
| 社会福祉法人正覚会<br>酒田市大字黒森字葎葉山<br>54番10 | ライフケア黒森指定居宅介護支援事業所 |                  | 平成17. 4. 1 |
|                                   | 酒田市大字黒森字境山616番1    | 酒田市大字黒森字葎葉山54番10 |            |

## 山形県告示第491号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成17年5月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称     | 所在地            | 辞退の効力<br>発生年月日 |
|---------------|----------------|----------------|
| 小 野 薬 局       | 東村山郡中山町長崎124番地 | 平成16.12.17     |
| 錦 織 医 院       | 酒田市日の出町一丁目2番8号 | 平成17. 1.31     |
| 新 田 ク リ ニ ッ ク | 上山市金生一丁目15番10号 | 同 3.31         |
| 石 黒 医 院       | 鶴岡市馬場町甲4の2     | 同 4. 9         |

## 山形県告示第492号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成17年5月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称         | 所在地                  | 指定年月日      |
|-------------------|----------------------|------------|
| マルフクあじさい薬局        | 新庄市鉄砲町2番26号          | 平成17. 1. 4 |
| すずき整形外科           | 東田川郡藤島町大字藤島字笹花42番34号 | 同 1.15     |
| 医療法人社団愛陽会 三川病院    | 同 三川町大字横山字堤39番地      | 同 2. 1     |
| イエロー・グリーン薬局北やまがた店 | 山形市肴町3番39号           | 同 2.10     |
| 有限会社 瀬尾薬局 駅東店     | 酒田市駅東二丁目4番1号         | 同 3.11     |

|                  |                    |   |      |
|------------------|--------------------|---|------|
| 調剤薬局ツルハドラッグ成沢店   | 山形市成沢西一丁目6番9号      | 同 | 3.17 |
| すみれ調剤薬局県立中央病院前店  | 同 大字青柳1539番地の1     | 同 |      |
| 南中前調剤薬局          | 長井市泉1926番地の13      | 同 |      |
| 大竹内科呼吸器科医院       | 天童市老野森一丁目5番1号      | 同 |      |
| 西條クリニック          | 山形市あこや町三丁目12番15号   | 同 | 3.22 |
| コスモ調剤薬局春日店       | 米沢市春日二丁目6番52号      | 同 | 3.28 |
| コスモ調剤薬局あさひ店      | 西村山郡朝日町大字宮宿832番地の1 | 同 | 4.1  |
| おいのもり調剤薬局        | 天童市老野森一丁目5番29号     | 同 |      |
| イエロー・グリーン薬局あこや町店 | 山形市あこや町三丁目12番14号   | 同 |      |
| 新田クリニック          | 上山市金生一丁目15番10号     | 同 |      |
| 有限会社 ひまわり調剤薬局    | 長井市あら町6番49号        | 同 | 4.4  |
| くすりのマツモトカミン店     | 上山市二日町10番25号       | 同 | 4.21 |
| 源泉堂薬局            | 山形市五十鈴一丁目1番3号      | 同 | 4.22 |
| 源泉堂薬局駅前店         | 山形市幸町16番10号        | 同 |      |
| 調剤薬局ツルハドラッグ馬見ヶ崎店 | 山形市馬見ヶ崎二丁目1番2号     | 同 | 4.25 |

## 山形県告示第493号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成17年5月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
最上堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東村山郡中山町長崎3129番1
- 3 変更に係る管理規程の名称  
最上堰頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要  
最上堰頭首工の維持、操作その他の管理について全体的な見直しを行ったもの
- 5 認可年月日  
平成17年5月16日

## 山形県告示第494号

次の開発行為は、完了した。

平成17年 5月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年 5月20日 指令村総建第5034号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
寒河江市大字寒河江字高瀬山甲1147 - 1、1147 - 5、1147 - 6、1147 - 7、1147 - 8、1147 - 9、1147 - 10、  
1147 - 11、1147 - 12、1148 - 1、1148 - 1 先 (道路)  
寒河江市幸田町12 - 10の一部、12 - 10先 (水路) の一部
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
寒河江市本町一丁目 1 番10号  
株式会社 ジェイエイライフ

## 山形県告示第495号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年 5月31日から同年 6月13日まで縦覧に供する。

平成17年 5月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 高畠川西線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字中小松字十王田2633番から  
同 2637番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 5月31日

## 山形県告示第496号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年 5月31日から同年 6月13日まで縦覧に供する。

平成17年 5月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 家根合新堀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長     |
|--------------------------------------|------|-----------------------|---------|
| 東田川郡余目町大字宮首根字宮の前68番 1 から<br>同 339番まで | 旧    | 12.0 メートル<br>と<br>5.2 | 22 メートル |
| 同 上                                  | 新    | 13.6 メートル<br>と<br>5.2 | 同 上     |

## 山形県告示第497号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年 5月31日から同年 6月13日まで縦覧に供する。

平成17年 5月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 比子南鳥海停車場線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間       | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|-----------------|---------|------|----------|--------|
| 飽海郡遊佐町大字藤崎字千代ノ藤 | 5番753から | 旧    | 18.7メートル | 51メートル |
| 同               | 5番780まで |      | 16.0     |        |
| 同               | 上       | 新    | 16.0メートル | 同上     |
|                 |         |      | 14.8     |        |

山形県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年5月31日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成17年5月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 家根合新堀線
- 2 供用開始の区間 東田川郡余目町大字宮曾根字宮の前68番1から  
同 339番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年5月31日

**公 告**

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年5月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成17年度山形県建設事業情報総合管理システム運用管理支援業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県土木部建設企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市東山形一丁目6番26号
- 5 随意契約に係る契約金額 32,550,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

平成18年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

平成17年5月31日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴夫

山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名        | 設 置 学 科 | 入 学 定 員 |
|--------------|---------|---------|
| 山形県立米沢工業高等学校 | 生産情報    | 15      |

（注）入学志願に係る詳細については、別記「平成18年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項」に

定めるところによる。

別記

平成18年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を卒業又は平成18年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 募集区域

県下一円

3 出願期間

平成17年7月15日(金)から7月22日(金)正午まで

4 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに受験料として2,200円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

(3) 写真

最近3か月以内に撮影したもの

(4) 調査書

高等学校卒業(卒業見込み)の者は、高等学校の調査書

(5) 健康診断書

学校所定のもので、平成17年4月1日以降に受診したもの

5 選 抜

提出書類によるほか、県立米沢工業高等学校において次の学力検査及び面接を行う。

(1) 学力検査

イ 検査教科

工業

ロ 検査時間

70分

ハ 検査期日

平成17年8月2日(火)

(2) 面接期日

平成17年8月2日(火)学力検査終了後

6 合格発表

平成17年8月4日(木)午後2時予定

7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年5月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量

更新時講習教本「交通の教則(運転者用)」及び「人にやさしい安全運転」

年間数量 各167,540冊程度

更新時講習教本「安全運転自己診断」

年間数量 102,850冊程度

(2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110

- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成17年4月1日
  - (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
財団法人全日本交通安全協会 東京都千代田区九段南四丁目8番13号
  - (5) 随意契約に係る契約金額  
「交通の教則(運転者用)」 152,250円  
「人にやさしい安全運転」 90,300円  
「安全運転自己診断」 10,605円
  - (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
  - (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第10条第1項第1号該当
- 2 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
運転免許証作成材料「カードベース」  
年間数量 192箱程度  
運転免許証作成材料「インクリボン」  
年間数量 115箱程度
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
  - (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成17年4月1日
  - (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
コニカミノルタアイディシステム株式会社 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
  - (5) 随意契約に係る契約金額  
「カードベース」 98,910円  
「インクリボン」 136,500円
  - (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
  - (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第1号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年5月31日

山形県立日本海病院長 亀 山 仁 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
A重油(JIS1種2号)1,615キロリットル(予定数量)
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立日本海病院医事経営課用度係  
酒田市あきほ町30番地 電話番号0234(26)2001
- 3 落札者を決定した日 平成17年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
富士鉱油株式会社 山形市香澄町3-6-22
- 5 落札金額 45,675円(1リットル当たり)
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 特例規則第3条の公告を行った日 平成17年2月8日

平成17年5月31日印刷  
平成17年5月31日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056